

ため池防災支援事業の運用について

最終改正 令和7年3月10日付け農整第1267号

第1 総則

岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け農計第24号農政部長通知）に定めるため池防災支援事業の実施に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日付け岐阜県規則第8号）、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱及び岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領（平成18年4月1日付け農整第40号農政部長通知）によるほか、この運用によるものとする。

第2 趣旨

日本で唯一、予知可能とされる東海地震は、「いつ発生しても不思議はない」と言われているが、そうした中、国の中央防災会議は平成14年4月に想定震源域を最大西へ50キロ見直した。このことにより本県への被害拡大が想定され、さらに東南海地震も同時に発生する可能性が有るといわれている。また、地球温暖化によると言われる豪雨災害も多発していることから、県は、災害に強い県土づくりに取り組んでおり、「死者を出さない、増やさない」ためには、防災対策の推進と地域住民の意識向上が最大の課題である。

県内には約2200箇所の農業用ため池があるが、緊急点検及びため池定期診断により、早急な改修が必要となっているため池が290箇所以上有る。本来、これらのため池はすぐに改修する必要があるが、県営ため池等整備事業などで実施できるため池数は限られているのが現状である。

また、東日本大震災で農業用ため池の決壊により人的被害を含む甚大な被害が発生した。県内においては、多くのため池の下流域に人家等があることから、耐震対策が必要であるが、現在行っているため池の点検、診断では土質性状の把握を行っておらず、耐震性の把握が困難である。

このため、老朽ため池等に係る災害時の人的被害を回避するためには、下流地域の測量・調査及びため池の耐震診断を行い、県営ため池防災対策事業などのハード事業の推進に資するとともに、調査結果を利用した避難等の防災体制の強化を図ることが必要であり、これを支援するものである。

第3 対象地域及び箇所

ため池防災支援事業（以下、「ため池支援事業」という。）の補助対象となる事業は、原則として国庫補助対象以外の次の事業とする。

（1）ため池防災マップ

ため池防災マップ作成にあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するため池の地域とする。

- ア. 岐阜県地域防災計画の老朽化ため池状況に記載されているため池
- イ. 地震により万一ため池において堤体の決壊等があった場合、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池
- ウ. 地震後に臨時点検する農業用ダム・ため池一覧表に記載されているため池
- エ. 農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要と判定され、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池

（2）ため池の耐震診断

ため池の耐震診断にあつては、次に掲げる要件のうちア、イの全て、又はウに該当するため池とする。

- ア. ため池台帳に記載されているため池
- イ. 地震により万一ため池において堤体の決壊等があった場合、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池で、原則、貯水量10,000m³以上のため池
- ウ. その他知事が、防災上特に必要と認めるため池

（3）ため池の一斉点検

ため池の一斉点検にあつては、次に掲げる要件のうちア、又はイに該当するため池とする。

- ア. ため池台帳に記載されているため池
- イ. その他知事が、防災上特に必要と認めるため池

(4) 監視・管理体制の強化

ため池の監視・管理体制の強化にあつては、次に掲げる要件のうちア、又はイに該当するため池とする。

ア．ため池台帳に記載されているため池

イ．その他知事が、防災上特に必要と認めるため池

(5) ハード整備の着手促進

ハード整備の着手促進にあつては、次に掲げる要件のうちア、又はイに該当するため池とする。

ア．ため池台帳に記載されているため池

イ．その他知事が、防災上特に必要と認めるため池

第4 事業内容

ため池防災支援事業の事業内容は次のとおりとする。

(1) ため池防災マップ

ア．現地測量

地震時のため池に係る下流への影響を把握し、決壊時の災害地域を想定するために、必要に応じ下流地域の簡易な地形測量、標高測量を行う

イ．現地調査

ため池下流地域の人家及び公共施設等を調査するとともに、測量成果を利用し、ため池決壊時の災害想定地域、避難経路等の調査、検討を行う。

ウ．ため池防災マップの作成

現地測量、調査の結果を整理し、ため池防災マップ（以下、「マップ」という。）としてとりまとめを行う。とりまとめの内容については、次に掲げる事項を基本とする。なお、マップ作成にあたっては、地域住民との協働作業に努めるものとする。

1) ため池の位置、堤高、貯水量、老朽度等

2) ため池が決壊した場合の災害想定地域

3) 避難経路、避難場所

4) 緊急連絡体制、地震発生後の点検者 等

エ．地域検討会の開催

必要に応じ、ため池管理者、地元自治会等の地域住民参画による、ため池の地震防災体制に係る地域検討会を開催する。

オ．その他必要と認めるもの

地震時のため池に係る地域防災体制の強化を図る上で、ため池支援事業の趣旨から必要と認めるもので、地域検討会に必要な資料及び地域啓発用パンフレットの作成、ため池防災マップを活用した防災訓練の実施並びに老朽ため池に係る危険表示看板の設置等を行う。

(2) ため池の耐震診断

ア．現地調査

現況堤体の形状及び周辺地形を把握するため、必要に応じ堤体の横断測量、標高測量及び平面測量を行う

イ．地質調査

現況堤体の安定解析に必要な土質性状を把握するため、ボーリング、サンプリング、土質調査、室内土質試験等を行う。

ウ．安定解析等

現況堤体の地震時の安全性を把握するため、設計基準等に定める手法により安定解析等を行う。また、必要に応じ、対策工法の概略検討を行う。

(3) ため池の一斉点検

ア．施設の現況調査

ため池の目視による施設状況の点検をし、ため池施設（堤体、洪水吐工及び取水設備工等）の諸元、漏水、クラック及び変形、改修履歴、周辺状況等の確認を行う。

イ．簡易土質調査

オーガボーリングにより、堤体築堤材料把握のための簡易土質調査を行う。堤体を 1m 程度掘り、土質の確認を行う。（粘質、砂質、礫質の判定程度を行う）

ウ．ため池調査票の作成

施設の現況調査及び簡易土質調査の結果を基に、ため池データベースの作成を行う。

（４）監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置、監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動、伐採、水抜き作業、軽微補修等の実施

（５）ハード整備の着手促進

ため池敷地の所有者を確定させる上で必要な相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施

第５ 事業主体等

- 1 ため池支援事業は、各市町村等が行うものとする。
- 2 県は、事業実施者が行うため池支援事業に対し、情報の提供及び助言等の支援を積極的に行うものとする。

第６ 事業計画書の提出

- 1 事業実施者は、ため池支援事業を実施しようとするときは、採択要望書とともに事業計画書（別記様式）を、農林事務所長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 農林事務所長は、事業実施者から事業計画書の提出があったときは、事業計画の内容を審査し、知事に提出するものとする。

第７ 事業結果の報告等

事業実施者は、ため池支援事業が終了したときは、事業実績書（別記様式）を農林事務所長に提出するものとする。

第８ 事業実施の細部運用

事業の実施に当たっての細部運用については、別紙に掲げる要件により運用するものとする。

(別紙)

ため池防災支援事業の実施について

1 事業費等について

1 地区の事業費は、20万円以上とする。ただし、1団体で複数地区を実施する場合にあっては、1地区当たりの事業費が10万円以上とする。

但し、第3(3)ため池一斉点検については、1団体当たりの事業費を20万円以上とし、第3(4)監視・管理体制の強化については、1地区当たりの補助金額を100万円以下とする。

2 用地買収補償について

用地買収補償は、原則として補助対象としない。

3 工期について

原則として1年以内とする。ただし、やむを得ないと認められる場合は2年とする。

4 工事雑費及び事務費について

工事雑費及び事務費については、補助対象としない。

5 その他について

(1) 老朽ため池に係る災害時の危険表示看板の設置にあたっては、原則として県内の間伐材を使用すること。

(2) ため防災マップ作成に伴う成果品（測量図、ため池防災マップ、検討会資料、啓発パンフレット等）については、事業実績書とともに農林事務所に1部提出すること。また、成果品及び事業実績報告の写しを農地整備課長へ1部提出すること。

(3) ため池防災マップの作成にあたっては、ため池ハザードマップ作成の手引き（農林水産省 平成25年5月）を参考とすること。

(4) ため池の耐震診断に伴う成果品（報告書等）については、事業実績書とともに農林事務所に1部提出すること。また、成果品及び事業実績報告の写しを農地整備課長へ1部提出すること。

(5) ため池の一斉点検に伴う成果品（報告書等）については、事業実績書とともに農林事務所に1部提出すること。また、ため池データベースの電子ファイル及び事業実績書の写しを農地整備課長へ1部提出すること。

(6) 監視・管理体制の強化にて、雨量計や水位計等の観測機器をため池防災支援システムに接続し運用する場合は、支援システム登録・利用料、観測機器・管理所・システム相互間の通信費及びサーバー登録・利用料も補助対象とする。

(7) 監視・管理体制の強化にて、伐採、水抜き作業、軽微補修を行う場合は、防災重点農業用ため池において1地区1回のみとし、対象経費は工事費もしくは業務委託費とし、直営ではなく外注費とする。